

令和2年度答申第24号  
令和2年7月16日

諮問番号 令和2年度諮問第18号、19号（令和2年6月24日諮問）  
審査庁 経済産業大臣  
事件名 試掘権設定願却下処分に関する件2件

## 答 申 書

審査請求人X<sub>1</sub>及び同X<sub>2</sub>からの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件各審査請求は棄却すべきであるとの各諮問に係る判断は、いづれも妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、A経済産業局長（以下「処分庁」という。）が、それぞれ鉱業法（昭和25年法律第289号）21条1項の規定に基づく試掘権の設定の各出願をした審査請求人X<sub>1</sub>及び同X<sub>2</sub>が指定された期限までに補充及び修正をした書類を提出しなかったとして、同法139条3号の規定に基づき、上記の各出願を却下する処分（以下「本件各却下処分」という。）をしたことから、審査請求人らがこれを不服としてそれぞれ審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

- (1) 鉱業法21条1項は、鉱業権（試掘権及び採掘権のうち、特定鉱物以外の鉱物を目的とするものに限る。）の設定を受けようとする者は、経済産業大臣に出願して、その許可を受けなければならないと規定している。
- (2) 鉱業法137条は、経済産業大臣は、鉱業に関する出願、申請及び届出の書面並びに図面が完備していないときは、相当の期限を付してその修正又は補充を命ずることができると規定している。

- (3) 鉱業法139条3号は、経済産業大臣は、同法137条の規定による命令を受けた場合において、同条の規定により指定した期限までに修正又は補充をしないときは、鉱業権の設定又は変更に関する出願又は申請を却下しなければならないと規定している。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) X<sub>1</sub>は、処分庁に対し、平成23年3月4日付けで1件、同年4月1日付けで2件の試掘権の設定の各出願をした。

X<sub>2</sub>は、処分庁に対し、平成23年11月4日付けで2件の試掘権の設定の各出願をした。

なお、審査請求人らは、その代表取締役及び本店の所在地が同一である。

(各試掘権の設定願、各現在事項証明書)

- (2) 処分庁は、令和元年9月4日付けで、審査請求人らに対し、上記(1)の試掘権の設定の各出願に係る許可基準の審査に必要な書類(事業計画書、事業に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類等)についていずれも不備があるとして、鉱業法137条の規定に基づき、それぞれ不備事項について補充及び修正をした書類の提出を命じた。

なお、上記の各命令の通知書は、上記の補充及び修正をした書類の提出の期限を令和元年9月24日までと指定し、当該期限までに補充及び修正をした書類の提出がされないときは、鉱業法139条3号の規定に基づき、各出願を却下すると指摘していた。

(各鉱業権の設定願に係る許可基準の審査に必要な書類の補充及び修正について)

- (3) 処分庁は、令和元年10月7日付けで、審査請求人らに対し、指定した期限までに補充及び修正をした書類の提出がなかったとして、鉱業法139条3号の規定に基づき、上記(1)の各出願を却下する処分(本件各却下処分)をした。

(各試掘権設定願の却下について)

- (4) 審査請求人らは、令和元年12月19日付けで、審査庁に対し、本件各却下処分を不服としてそれぞれ審査請求をした。

(各審査請求書)

- (5) 審査庁は、令和2年6月24日、当審査会に対し、本件各審査請求はいずれも棄却すべきであるとして諮問をした。

(各諮問書、各諮問説明書)

### 3 審査請求人らの主張の要旨

審査請求人らは、取扱責任者の突然の退職による連絡不行き届きがあったため、補充及び修正をした書類の提出が遅れた。今後は、二度と提出期限に遅延しないように管理を徹底し、業務を遂行していく考えである。引き続き、石油開発事業を継続したいため、本件各却下処分取消しを求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員意見書と同じ理由により、本件各審査請求はいずれも棄却すべきであるとしている。審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

処分庁は、審査請求人らの各出願について、審査請求人らが「鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有する」との試掘権の設定の許可基準（鉱業法29条1項1号）に適合していると認めるに足りる出願の書面及び図面が完備していると認められなかったことから、指定した期限までに補充及び修正をした書類の提出がされないときは、各出願を却下すると明記して、補充及び修正を命じた。しかし、審査請求人らが、当該期限までに補充及び修正をした書類を提出しなかったことから、処分庁は、同法139条3号の規定に基づき、本件各却下処分をしたのであるから、本件各却下処分は、違法又は不当な処分に該当しない。

また、審査請求人らの主張（上記第1の3）は、いずれも理由がなく、本件各審査請求は理由がないからいずれも棄却すべきである。

## 第3 当審査会の判断

当審査会は、令和2年6月24日、審査庁から各諮問を受け、同年7月16日、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）21条1項の規定に基づき、調査審議の手続を併合する決定をした上で、調査審議をした。

### 1 本件各諮問に至るまでの一連の手続について

一件記録によれば、本件各諮問に至るまでの一連の手続について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

### 2 本件各却下処分の適法性及び妥当性について

「関係する法令の定め」（上記第1の1（3））に記載のとおり、鉱業法139条3号は、経済産業大臣は、同法137条の規定による命令を受けた場合において、同条の規定により指定した期限までに修正又は補充をしないときは、鉱業権の設定又は変更に関する出願又は申請を却下しなければならないと規定している。

処分庁は、鉱業法137条の規定に基づき、審査請求人らに対し、試掘権の設定の各出願に係る許可基準の審査に必要な書類（事業計画書、事業に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類等）に不備があるとして、それぞれ不備事項について期限を指定して、補充及び修正をした書類の提出を命じた（上記第1の2（2））ものの、審査請求人らは、いずれも、当該期限までに補充及び修正をした書類の提出をしなかった。これを踏まえ、処分庁は、同法139条3号の規定に基づき、本件各却下処分をした（上記第1の2（3））のであるから、本件各却下処分は、適法である。

審査請求人らは、補充及び修正をした書類の提出が遅れたことを反省し、引き続き、石油開発事業を継続することができるよう、るる主張している（上記第1の3）が、いずれも、上記判断を左右するものではない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの各諮問に係る判断は、いずれも妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚		誠
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹